



2024年8月8日

各位

会社名 森永製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 栄二郎
(コード：2201、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 岡本 奈津子
(TEL. 03-3456-0150)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年8月8日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とする役員報酬B I P信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続に伴い、自己株式処分（第三者割当）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年8月29日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 31,000株
(3) 処分価額	1株につき 2,622.5円
(4) 処分総額	81,297,500円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本取締役会において、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の継続及び自己株式の処分について決議いたしました。なお、本取締役会決議は、第170期定時株主総会の決議に基づくものであります。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(役員報酬B I P信託口) に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものであります。

処分株数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は2024年3月31日現在の発行済株式総数92,714,538株に対し、0.03% (2024年3月31日現在の総議決権個数903,995個に対する割合0.03%、いずれも小数点第3位を四捨五入。) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程にしたがい取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、役員報酬B I P信託の概要については、2018年5月11日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	取締役に對するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であつて当社と利害関係のない第三者
信託契約	2018年9月3日 (2024年8月26日に期間延長のため変更予定)
延長後の信託の期間	2018年9月3日~2027年8月31日 (予定)
議決権の行使	行使しないものといたします

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る本取締役会決議日の前営業日 (2024年8月7日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である2,622.5円としております。本取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、本取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

また、当該価額は東京証券取引所における本取締役会決議日の直前1ヵ月 (2024年7月8日から2024年8月7日) の当社株式の終値の平均値である2,710円 (円未満切捨て) に96.77%を乗じた額であり、本取締役会決議日の直前3ヵ月 (2024年5月8日から2024年8月7日) の終値の平均値である2,577円 (円未満切捨て) に101.77%を乗じた額であり、本取締役会決議日の直前6ヵ月 (2024年2月8日から2024年8月7日) の終値の平均値である2,597円 (円未満切捨て) に100.98%を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員 (4名、うち3名は社外監査役) が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続を要するものではありません。

以 上